

所沢市上下水道告示第35号

制限付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年4月13日

所沢市上下水道事業管理者 平田 仁

記

1 入札に付する事項

(1) 入札件名

修繕量水器口径13mm（購入単価）

修繕量水器口径20mm（購入単価）

(2) 予定数量

修繕量水器口径13mm 10,500個

修繕量水器口径20mm 14,220個

(3) 物品の特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限（予定）

修繕量水器口径13mm

7月末 3,360個

12月末 2,310個

3月末 4,830個

修繕量水器口径20mm

7月末 4,480個

12月末 2,240個

3月末 7,500個

（上記以外にも発注することがあります。）

(5) 納入場所

当市指定場所

(6) 入札方法

第1号、の口径ごとに入札に付し、それぞれ単価により行う。

2 入札参加資格に関する要件

この入札に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 所沢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、「取扱品目」に「量水器」の登録を有するものであること。

(2) 入札日より起算し、過去2年間の取引において、単価契約においては、年間取引数量5,000個以上、総価契約においては、1契約2,000個以上有する者。

(3) 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置及び所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

3 契約条項等

所沢市契約規則(昭和39年告示第101号)については、所沢市上下水道局庁舎2階上下水道局総務課において閲覧することができる。

4 入札日時及び場所

(1) 入札日時

第1項第1号の口径ごとに次のとおりとする。

令和4年4月25日 午前9時10分

令和4年4月25日 午前9時30分

(2) 入札場所

所沢市宮本町二丁目21番4号

所沢市上下水道局庁舎3階大会議室

5 入札参加申込み

入札参加の申込方法は、次のとおりとする。

(1) 受付日時及び方法

令和4年4月13日（水曜日）から令和4年4月21日（木曜日）までの土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）に制限付一般競争入札参加申込書を持参又は郵送（郵送の場合は上記期間内に必着）するものとする。郵送の場合は一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便又はレターパックにより郵送すること。

なお、制限付一般競争入札参加申込書には、量水器取引実績調書、契約書、注文書の写し等を添付するものとする。

(2) 提出先

所沢市宮本町二丁目21番4号

所沢市上下水道局総務課 電話 04 - 2921 - 1084

6 入札保証金

所沢市契約規則第5条第1項第4号の規定により免除とする。

7 契約保証金

所沢市契約規則第18条第1項第7号の規定により免除とする。

8 仕様書の配布

本入札に係る仕様書を次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和4年4月13日（水曜日）から令和4年4月21日（木曜日）までの土曜日、日曜日を除く毎日
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 配布場所 所沢市宮本町二丁目21番4号
所沢市上下水道局庁舎2階 総務課
（所沢市ホームページよりダウンロード可）

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札参加者は、所沢市契約規則、所沢市競争入札参加者心得及び仕様書を熟覧の上、1個当たりの単価で入札しなければならない。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額とすること。

- (3) 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札書を封かんし、所定の日時及び場所において入札しなければならない。
- (4) 入札参加者は、入札書を持参しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札開始後入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

10 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 当該制限付一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 記載事項に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした入札
- (8) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (9) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の中止

入札参加者が1人以下の場合は入札を中止する。

13 落札者の決定方法等

落札者は、当市の予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。（落札者がいないときは再度入札を行い、入札回数は2回とする。再度の入札で落札者がいないときは、2回目の入札において最低の価格、及び次位の価格を提示した者により、見積書による見積合せを2回行い、それでもなお予定価格に達しない場合は、最低金額を示した者と協議して決定する。このため、入札書は2枚、見積書は3枚必要

となるので注意すること。)

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじをひかせて落札者を決定する。

14 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

15 異議の申立

入札を行った者は、入札後において、所沢市契約規則、所沢市競争入札参加者心得及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

問合せ先

公告の内容 所沢市上下水道局総務課契約担当

電話 04 - 2921 - 1084

仕様書の内容 所沢市上下水道局窓口サービス課量水器担当

電話 04 - 2921 - 1086